

小規模保育事業所「おひさまこども園」における 連携施設に関する協定書

東御市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年12月19日条例第28号。以下「条例」という。）第6条に定める連携施設に係る協定に関し、東御市（以下「甲」という）と、特定非営利活動法人おもいや乙女平（以下「乙」という。）は、以下のとおり合意し、本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（保育の内容に関する支援）

- 第1条 甲は、乙の在籍児に対して、集団保育を体験させるための機会の設定、保育の提供に関して必要な助言、その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 乙の在籍児は、甲の主催する行事等に参加できるものとする。ただし、乙の在園児が、甲の主催する行事に参加する場合、園内の行事に限ることとし、参加を希望する場合は、乙は行事開催日の60日前までに、参加人数、参加形態その他の必要事項について甲と協議することとする。
- 3 前項の協議により、甲が承諾した場合は、乙は甲の主催する行事等に参加することができる。

（代替保育の提供）

- 第2条 甲は、乙の職員が病気、休暇等により保育を提供することができない場合は、代替保育（必要に応じ甲が乙に保育士を派遣し又は乙の在籍児童を甲で受け入れて提供する保育をいう。）を提供するものとする。
- 2 乙は、甲に保育士の派遣を依頼する場合、保育士1人につき1時間当たり「東御市会計年度任用職員の給与に関する規則（令和2年4月1日施行）」に定める保育士の報酬時間額を甲に支払うものとする。また、保育士の派遣に係る交通費を別途支払うものとする。
- 3 乙は、在籍児童を甲で受け入れることにより代替保育の提供を受ける場合、受け入れを依頼する児童1人当たり「東御市保育所条例施行規則（平成16年4月1日施行）」に定める一時保育料を甲に支払うものとする。

（経費の負担）

- 第3条 甲は、前条第2項及び第3項に係る経費については、代替保育があつた月の翌月10日以降に、乙に請求するものとする。
- 2 乙は、甲から請求があつた日から起算して15日以内に前項の経費を支払うものとする。

(保育の提供が終了した児童の受け入れ)

- 第4条 乙は、甲に保育の提供が終了した児童の受け入れを依頼することができる。ただし、市外の児童については、その限りではない。
- 2 前項の規定に基づく依頼の協議は、依頼する前年度の10月末までに行うものとする。ただし、未満児（受け入れを希望する年度当初の前日までに満3歳にならない児童）の受け入れを依頼する場合は、4月から6月30日までに受け入れを希望する場合は前年度の10月末までに、7月1日以降に受け入れを希望する場合は、受け入れを希望する日の3か月前から依頼するものとする。
- 3 甲は、翌年度当初の受け入れ児童数（受け入れを希望する年度当初の前日までに満3歳以上の児童に限る）について、第1項の依頼により決定する。

(事故への対応)

- 第5条 第1条に規定する業務における甲及び乙の利用児童の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。
- 2 利用児童が甲乙の施設を移動する際には、利用児童が在籍する施設において十分に監督できる職員を配置するとともに、移動中の事故等に関しては、原則として利用児童が在籍する施設において責任を負う。

(有効期間)

- 第6条 本協定の有効期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(協定の見直し及び解除)

- 第7条 甲又は乙のいずれかが本協定内容の変更又は解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。
- 2 甲又は乙は、相手方が法令又は本協定に反すると認めた場合は、前条の期間中であっても、本協定を解除することができる。

(疑義等の決定)

- 第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名し、押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年4月1日

甲 長野県東御市県 281 番地 2
東 御 市 長 花 岡 利 夫



乙 長野県東御市滋野 736 番地 128
特定非営利活動法人 おもいやり乙女平
理 事 長 吉 田 周 平

